

F 0・8・1

令和2年12月25日

請求人 クスノキ(学名 *Cinnamomum camphora*) 様

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 橋 本 慎 一

同 久保田 浩 孝

同 大 槻 和 弘

#### 相模原市職員措置請求について(通知)

令和2年11月20日付けの相模原市職員措置請求(以下「本件請求」という。)については、次のとおり却下したので通知します。

#### 1 請求の要旨

相模原市長本村賢太郎は、相模原市中央区相模原1-10-13-201所在の特定非営利活動法人みどりのお医者さん代表(理事長)の神田多と、業務委託を令和元年6月28日に契約した。業務委託の名称は、令和元年度保存樹木診断業務委託というものである。契約期間は、令和元年6月28日から令和2年3月31日までとすると記載されている。契約単価は、指定前診断が1本につき36,000円、樹木健康診断が1本につき36,000円であり、17本の樹木について契約している。複数樹木の指定前診断並びに健康診断は2本目が28,000円である。担当の水みどり環境課によれば受注者は月ごとに業務委託料を市に請求

し、30日以内に指定金融機関において支払うという形をとってきたとのことである。同契約書によれば、令和元年6～9月分として樹木健康診断が2本計上され、合計額は72,000円である。

JR橋本駅前の旧神奈川県立相原高校跡地に生育するクスノキは、平成20年10月1日付けで相模原市の保存樹木に指定され、195番の指定番号がついてきた。前記業務委託契約により、特定非営利活動法人みどりのお医者さんが令和元年7月21日に、当該クスノキの樹木健康診断をおこなった。結果は、「樹勢衰退が著しく、根株の被害も進行傾向である。保全のためには、早期の枯れ枝剪定と土壌改良による樹勢回復措置の実施が必要である。」というものであった。

相模原市の前記クスノキに対する保存樹木の指定期間は、令和2年3月31日までであった。これだけの期間がありながら、前記樹木健康診断で「早期の樹勢回復措置の実施が必要」とされながら、相模原市長は同クスノキの保全に対し支援を一切講じることなく放置したものである。このことは、行政の不作为に該当する。相模原市生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例(令和元年10月1日・条例第26号、旧相模原市緑化条例・昭和47年・条例第29号)の第14条は「市長は保存樹林等の保全に関し...その所有者に対し...支援を行う。」と定めている。同条例施行規則(令和2年2月10日・規則第4号、昭和47年旧規則第41号)の第8条1項(4)にうたう「保存樹木健康診断を受けた結果、必要とされた樹木治療、剪定等の保存樹木の維持管理に要する費用の2分の1の額...の交付」を市長は執行せずに放置した。

相模原市長と旧神奈川県立相原高校校長との「保存樹木指定協定書」(平成29年4月1日付け)にも、「必要と認められる治療・剪定行為について、財政的支援を行う。」と明記されている。樹木治療を前提とした樹木健康診断に公金を遣いながらその後の治療をおこなわなかったことは、地方自治法第242条の1に定めた「違法もしくは不当な公金の支出」に前記診断費用が該当するものと考えられる。よって相模原市長に前記業務委託契約費総額617,120円のうち当該クスノキの樹木診断にかかった費用の返還を請求する。なお、請求者は、相模原市情報公開条例により、公文書公開請求を令和2年10月14日付けでおこない、同年10月22日に前記業務委託契約書の開示決定通知を得た。よって契約の事実を知ったのはこの日であり、地方自治法第242条の2が定める正当の理由をもって本件措置請求が提起できると考える。

(請求の要旨は、原文のまま記載した。)

## 2 却下した理由

住民監査請求は、住民全体の利益を守る見地から、当該地方公共団体の構成員である住民に対し、違法又は不当な財務会計上の行為等の防止又は是正を監査委員に請求する権能を与え、もって当該地方公共団体の適正な財務行政の運営を確保することを目的としたものである。

したがって、住民監査請求ができるのは、当該地方公共団体の住民とされており(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項)、かつ、住民監査請求を行うことは法律上の権利行使に当たるため、請求人には法律上の行為能力があることが求められる。

これを本件についてみると、本件請求の請求人であるクスノキは樹木であり、意思能力はもちろんのこと、法律上の行為能力が認められないことは明らかである。

したがって、本件請求の請求人は、住民監査請求の請求人としての資格を欠いており、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を具備しておらず、適法な請求とは認められないため、これを却下すべきものと判断した。

以 上